

# 外国為替及び外国貿易法に基づく 輸出貿易管理令等の改正について

(ロシア連邦及びベラルーシ共和国以外の国の特定団体への輸出等禁止措置  
及びロシア連邦からの非工業用ダイヤモンドの輸入禁止措置)

令和5年12月15日  
経済産業省  
貿易経済協力局  
貿易管理部

# ロシア・ベラルーシ等輸出入等禁止措置（全体像）

## （1）国際輸出管理レジームの対象品目の輸出等の禁止措置（ベラルーシ含む）【22年3月18日】

軍事転用  
可能な  
品目の  
輸出禁止

※対象品目：工作機械、炭素繊維、高性能の半導体等及び関連技術

## （2）軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品の輸出等の禁止措置（ベラルーシ含む）

【22年3月18日、23年2月3日品目追加（ロシア向けのみ）】

※対象品目：半導体、コンピュータ、通信機器等の一般的な汎用品及び関連技術、催涙ガス、ロボット、レーザー溶接機等

## （3）化学・生物兵器関連物品等の輸出の禁止措置【22年10月7日、23年2月3日化学物質35物質追加】

※対象品目：化学物質、化学・生物兵器製造用の装置

## （4）ロシア・ベラルーシの特定団体（軍事関連団体）への輸出等の禁止措置

【22年3月18日、4月1日、5月17日、7月12日、10月3日、23年2月3日、3月7日、6月2日、**12月22日**】

※対象団体：ロシア国防省、ロシアの航空機メーカー等ロシア**494団体（外務告示により、57団体を追加）**、ベラルーシ27団体

軍事関連  
団体向け  
輸出禁止

## （5）ロシア・ベラルーシ以外の国の特定団体（軍事関連団体）への輸出等の禁止措置 【23年12月27日】

※対象団体：**アラブ首長国連邦2団体、アルメニア1団体、シリア1団体、ウズベキスタン2団体**

## （6）先端的な物品等の輸出等の禁止措置【22年5月20日】

※対象品目：量子コンピュータ、3Dプリンター等及び関連技術

産業基盤  
関連品目  
輸出禁止

## （7）産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置【22年6月17日、23年4月7日、8月9日】

※対象品目：貨物自動車、ブルドーザ、1900ccを超える自動車、ハイブリッドエンジン式乗用車等

## （8）石油精製用の装置等の輸出等の禁止措置 【22年3月18日、5月20日】

ぜいたく品  
輸出禁止

## （9）奢侈品（しゃし品）輸出の禁止措置【22年4月5日】

※対象品目：酒類、宝飾品等

## （10）一部物品の輸入等の禁止措置 【22年4月19日、12月5日、23年2月6日、**24年1月1日**】

※対象品目：アルコール飲料、木材、機械類・電気機械、上限価格を超える原油及び石油製品、**非工業用ダイヤモンド（ロシアを船積地とする場合）**

## （11）「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）との間の輸出入の禁止措置

【輸入は22年2月26日、輸出は22年3月18日】

輸出等禁止措置

輸入等禁止措置

輸出入禁止措置

**外国為替及び外国貿易法に基づく輸出貿易管理令等の改正について  
（ロシア・ベラルーシ以外の国の特定団体への輸出等禁止措置）**

# 外国為替及び外国貿易法に基づく輸出貿易管理令等の改正について (ロシア・ベラルーシ以外の国の特定団体への輸出等禁止措置)

- ロシアによるウクライナへの侵略に対し、我が国は米国及び欧州諸国と連携しつつ、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、**ロシア・ベラルーシ以外の国の特定団体への輸出等禁止措置**を導入する旨発表（12月15日閣議了解）。
- 今般、外為法第48条第3項に基づく輸出貿易管理令を改正（12月15日閣議決定、12月20日公布、12月27日施行）。これに合わせて関連する告示等を整備することにより、上記に関する輸出禁止措置を導入する。

## ○ロシア・ベラルーシの特定団体への輸出禁止措置

- ・対象団体  
ロシア494団体（今般57団体追加）、ベラルーシ27団体
- ・輸出禁止対象品目  
全品目（但し、無償の救いゆつ品等を除く）
- ・禁止される役務取引  
公知の技術を除く技術を提供する取引

## ○ロシア・ベラルーシ以外の国の特定団体への輸出禁止措置

- ・対象団体  
アラブ首長国連邦2団体、アルメニア1団体、シリア1団体、ウズベキスタン2団体
- ・輸出禁止対象品目  
別表第二の三（ロシア向け輸出禁止品目）に掲げる貨物のうち、第三号（奢侈品）を除いたもの
- ・禁止される役務取引  
外国為替令別表の一から一五に掲げる技術及び外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引（経済産業省告示）別表第一に掲げる技術を提供する取引（公知の技術を除く）

(注意) 規制の詳細は、輸出貿易管理令等の関係法令を必ずご確認ください。

# 輸出貿易管理令 改正関連部分

(輸出の承認)

第二条 次の各号のいずれかに該当する貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

一～一の七 (略)

一の八 別表第二の三(第三号を除く。)に掲げる貨物(別表第二の二〇から二一の三まで、二五、三五から三七まで、四〇、四一、四四及び四五の項の中欄に掲げる貨物を除く。)の別表第二の四に掲げる地域を仕向地とする輸出(経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。)

第四条 (略)

2 第二条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第二の三七から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。

一 (略)

二 別表第五に掲げる貨物を輸出しようとするとき。ただし、次に掲げる貨物を輸出しようとする場合を除く。

イ～ト (略)

チ 別表第五第二号に掲げる貨物のうち、別表第二の三に掲げる貨物であつて、別表第二の四に掲げる地域を仕向地とするもの(第二条第一項第一号の八に規定する輸出に係るものに限る。)

別表第二の四(第二条、第四条関係)

アラブ首長国連邦、アルメニア、シリア、ウズベキスタン

## 外国為替及び外国貿易法（関連条文抜粋）及び補足点

（輸出の許可等）

### 第四十八条第三項

経済産業大臣は、前二項に定める場合のほか、特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者又は特定の取引により貨物を輸出しようとする者に対し、国際収支の均衡の維持のため、外国貿易及び国民経済の健全な発展のため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するために必要な範囲内で、政令で定めるところにより、承認を受ける義務を課することができる。

（役務取引等）

### 第二十五条第六項

主務大臣は、居住者が非居住者との間で行う役務取引（特定技術に係るもの及び第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に該当するものを除く。）又は外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借若しくは贈与に関する取引（第四項に規定するものを除く。）（以下「役務取引等」という。）が何らの制限なしに行われた場合には、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、若しくは国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認めるとき、又は第十条第一項の閣議決定が行われたときは、政令で定めるところにより、当該役務取引等を行おうとする居住者に対し、当該役務取引等を行うことについて、許可を受ける義務を課することができる。

※これまでの我が国のロシア・ベラルーシ等輸出入禁止措置等については、以下のHPをご参照ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/01\\_seido/04\\_seisai/crimea.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html)

※米国及びEUの輸出禁止措置については、以下のHPをご参照ください。

米国：<https://www.bis.doc.gov/index.php/policy-guidance/country-guidance/russia-belarus>

EU：<https://www.consilium.europa.eu/en/policies/sanctions/restrictive-measures-against-russia-over-ukraine/>

# ベラルーシ、ロシア又はウクライナ等を仕向地とする輸出承認について

輸出貿易管理令第2条第1項第1号の3から第1号の8までに定める輸出については、「輸出貿易管理令の運用について」によるほか、令和5年12月27日から下記により行います。なお、「ベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする輸出承認について」（令和4年3月15日付け輸出注意事項2022第10号）は、令和5年12月26日限り、廃止します。

## ○適用品目等

- (1) 輸出令別表第2の3に掲げる貨物（同表第一号の二、第二号（32）から（85）まで、第二号の二及び第三号に掲げる貨物を除く。）のベラルーシを仕向地とするもの
- (2) 輸出令別表第2の3に掲げる貨物（同表第三号に掲げる貨物を除く。）のロシアを仕向地とするもの
- (3) ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域に限る。）を仕向地とするもの
- (4) ベラルーシを仕向地とする貨物の輸出であって、経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるもの
- (5) ロシアを仕向地とする貨物の輸出であって、経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるもの
- (6) 輸出令別表第2の4に掲げる地域を仕向地とする輸出令別表第2の3（同表第三号を除く）に掲げる貨物の輸出であって、経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるもの

（注）上記に掲げる貨物のうち、輸出令別表第2に掲げる貨物に該当する場合には、当該貨物に係る手続によるものとする。ただし、当該貨物の承認は、当該貨物の承認基準のほか、本通達による承認基準も勘案の上で行う。

なお、上記（2）～（5）において、輸出令別表第2の3第一号から第二号の二までに該当する貨物のうち、第三号にも該当する貨物の輸出については承認を行わない。

# ベラルーシ、ロシア又はウクライナ等を仕向地とする輸出承認について

## ○輸出の承認

今般の輸出規制対象貨物のロシア等を仕向地とする輸出は、原則として承認しない。ただし、次の1.～9.のいずれかに該当する場合には、承認を行うことがある。

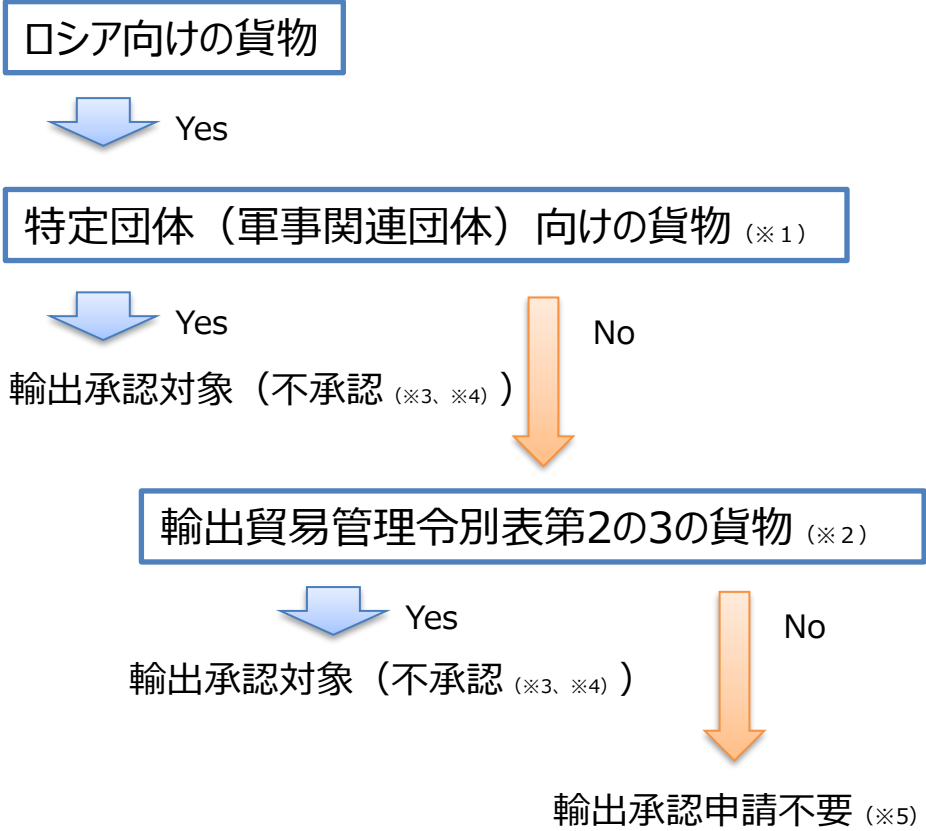
1. 食品・医薬品
2. 人道支援の目的で輸出するもの
3. サイバーセキュリティの確保に関するもの
4. 海洋の安全に関するもの
5. 消費者向けの通信機器（PC、スマホ等（ベラルーシ又はロシアの政府機関又は国有企業向けを除く。））
6. 民間向けの通信インフラ（インターネットを含む。）に関するもの
7. 政府間で輸出するもの（宇宙協力等の非軍事分野における政府間協力等）
8. 最終需要者が法人の場合であって、当該法人の全ての株式を日本又は以下に掲げる国・地域（※）の法人が出資した法人（合併を含む。）向けの輸出
9. 我が国のエネルギー安全保障のため特に必要なもの

※米、EU27か国、豪、加、NZ、英、韓国、ノルウェー、スイス



# ロシアへの輸出承認手続きに関するフローチャート

ロシア向けの貨物について、外為法第48条第3項に基づき、輸出承認を受ける義務を課すことにより輸出を禁止。



- (※1) 経済産業大臣が告示で指定する者（ロシア国防省、ロシアの航空機メーカー等）
- (※2) 国際輸出管理レジーム対象品目（工作機械、炭素繊維、高性能半導体等）、軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品（一般的に使用される半導体、コンピュータ、通信機器等）、奢侈品、先端的な物品（量子コンピューター、3Dプリンター等）、産業基盤強化に資する物品（貨物自動車等）
- (※3) 人道支援の目的等で輸出する場合は、承認することがある。詳細は前頁を参照
- (※4) 輸出承認対象の場合であっても輸出貿易管理令別表第5及び第6に定める特例の対象となる場合は輸出承認は不要。（無償の救いゆつ品、個人の携帯品や職業用具等。ただし、無償の商品見本等を除く。）
- (※5) 本措置以外に輸出承認対象となっている貨物については、当該貨物の輸出承認申請が必要。

(注意) 本フローチャートは、輸出貿易管理令第2条第1項第1号の3～7の輸出の承認に係る貨物に関するフローチャートです。また、手続きの流れを簡潔に示すために、規制内容等を簡略化して記述しています。規制の詳細は、輸出貿易管理令等の関係法令を必ずご確認ください。

## 輸出禁止対象となるロシアの特定団体（軍事関連団体）の追加（12月15日告示公布、12月22日施行） 1/4

- 438 株式会社ウラル民生航空工場（別称、株式会社UZGA、ウラル民生航空工場及びUWCA）
- 439 株式会社ブリャンスク自動車工場（別称、株式会社BAZ及びブリャンスク自動車工場）
- 440 株式会社ブレヴェストニク中央研究所（別称、株式会社TsNIIブレヴェストニク、ブレヴェストニク、ブレヴェストニク中央科学研究所及び株式会社CRIブレヴェストニク）
- 441 株式会社エニクス（別称、エニクス、エニクス研究センター、生産共同研究センターエニクス、生産共同学術研究センターエニクス及び学術研究センターエニクス）
- 442 非公開株式会社特別設計局（別称、非公開株式会社SKB）
- 443 連邦国家企業カザン国立火薬工場（別称、FKPカザン国立火薬工場、FKP KGKPZ、カザン火薬工場及びFSEカザン国立火薬工場）
- 444 連邦国家単一企業化学機械中央学術研究所（別称、CNI IHM、FGUP CNI IXM、FGUP TsNI IKHM、FSUE CNI IHM、FSUE TsNI IKHM、GNTS RF FGUP TsNI KH M、ロシア連邦国家研究センターFGUP化学機械中央学術研究所、FGUP化学機械中央学術研究所及びTsNI IKHM）
- 445 連邦国家単一企業ロストフ・ナ・ドヌー無線通信研究所（別称、FGUP RNI IRS、FGUPロストフ・ナ・ドヌー無線通信学術研究所、FSUEロストフ・ナ・ドヌー無線通信学術研究所、ナンセナFGUP RNI IRS及びRNI IRS）
- 446 有限会社インフォームテスト社（別称、有限会社インフォルムテスト社、インフォームテスト社、インフォルムテスト社及びインフォームテスト・ホールディング）
- 447 株式会社第150航空機修理工場（別称、150 ARZ、150 ARP及び株式会社150 ARZ）
- 448 株式会社第810航空機修理工場（別称、810 ARZ、810 ARP及び株式会社810 ARZ）
- 449 株式会社P.I.プランディン名称アルザマス機器製造工場（別称、株式会社プランディン名称アルザマス機器製造工場、株式会社APZ、アルザマス機器製造工場及び株式会社アルザマス機器工場）
- 450 株式会社コンツェルン中央科学研究所エレクトロプリボール（別称、株式会社コンツェルンTsNIIエレクトロプリボール、CNI IEレクトロプリボール、株式会社コンツェルンCSRIエレクトロプリボール、エレクトロプリボールSBP、株式会社中央研究所コンツェルン・エレクトロプリボール及び株式会社SOPSERP CSRIエレクトロプリボール）

## 輸出禁止対象となるロシアの特定団体（軍事関連団体）の追加（12月15日告示公布、12月22日施行） 2/4

- 451 株式会社ドゥクス
- 452 株式会社東方造船所（別称、株式会社ヴォストーチナヤ・ヴェルフ、株式会社V-VERF、株式会社イースタン・ワーク、株式会社ウラジオストク造船所及びウラジオストク造船所）
- 453 株式会社M.F. レシエトネフ名称情報衛星システム（別称、株式会社ISS、株式会社M.F. レシエトネフ名称ISS、株式会社M.F. レシエトネフ情報衛星システム、株式会社ISSレシエトネフ、ISSレシエトネフ、ISSレシエトネフ社及びレシエトネフ社）
- 454 株式会社イジェフスク電気機械工場クポル（別称、株式会社IEMZクポル及びIEMZクポル）
- 455 株式会社カザン光学機械工場（別称、株式会社KOMZ、KOMZ及びKOMZ RT）
- 456 株式会社ハバロフスク造船所（別称、株式会社KHSZ、株式会社HSZ及びハバロフスク造船所）
- 457 株式会社機械製造会社ヴィチャズ（別称、株式会社MKヴィチャズ、MKヴィチャズ、MBCヴィチャズ、UVZヴィチャズ及びヴィチャズ）
- 458 株式会社管理会社ラジオスタンダード（別称、株式会社UKラジオスタンダード、株式会社MCラジオスタンダード及びラジオスタンダード）
- 459 株式会社海洋機器エンジニアリング社（別称、株式会社KMP及び株式会社海洋機器社）
- 460 株式会社NIIギドロスヴァジ・シュティル（別称、株式会社NIIシュティル及び学術研究所ギドロスヴァジ「シュティル」）
- 461 株式会社ニジニ・ノヴゴロド戦勝70周年記念工場（別称、株式会社NZ戦勝70周年、NZSLP及び戦勝70周年記念工場）
- 462 株式会社北方生産団体北極（別称、株式会社SPO北極、生産団体北極及びSPO北極）
- 463 株式会社ペルミ機械製造工場（別称、株式会社PZ マシュ及び株式会社PP マシュ）
- 464 株式会社生産複合体アフトゥバ（別称、株式会社PKアフトゥバ及び公開株式会社PKアフトゥバ）
- 465 株式会社プロジェクト設計局RIO（別称、株式会社PKB RIO、PKB RIO及びRIO設計局）
- 466 株式会社学術生産団体オリオン（別称、株式会社SPAオリオン、学術生産公団オリオン、オリオン研究生産団体及びSPAオリオン）

## 輸出禁止対象となるロシアの特定団体（軍事関連団体）の追加（12月15日告示公布、12月22日施行） 3/4

- 467 株式会社学術生産団体ヴォルナ工場（別称、株式会社SPAヴォルナ工場、学術生産公団ヴォルナ工場、研究生産団体ヴォルナ工場及びヴォルナSPB）
- 468 株式会社N.A.ピリューギン名称自動機器製造学術生産センター（別称、株式会社NPTsAP、NPCAP及びNPCAP FGUP）
- 469 株式会社学術生産公団テクマシュ（別称、株式会社技術機械製造学術生産公団、株式会社製造工学学術生産公団、株式会社SPC テクマシュ、株式会社テクマシュ、NPK テクマシュ、公開株式会社NPK テクマシュ、公開株式会社機械工学テクノロジー、公開株式会社製造工学学術生産公団及びSPC テクマシュ）
- 470 株式会社学術研究工学研究所（別称、株式会社NIII及び株式会社SREI）
- 471 株式会社M.A.カルツェフ名称コンピューティング複合体学術研究所（別称、株式会社M.A.カルツェフ名称NIIVK、株式会社M.A.カルツェフ名称コンピューティング複合体NII及びM.A.カルツェフ名称NIIVK）
- 472 株式会社科学技術研究所ラジオスヴァジ（別称、株式会社NTIラジオスヴァジ、NTIラジオ、NTIラジオスヴァジ及び科学技術研究所ラジオスヴァジ）
- 473 株式会社タガンログ工場プリボイ
- 474 株式会社トゥーラ・カートリッジ工場（別称、株式会社TPZ、トゥランモ及びトゥーラ・カートリッジ工場）
- 475 株式会社トゥーラ機械製造工場（別称、株式会社トゥラマシュザヴオド、公開株式会社AKトゥラマシュザヴオド、株式会社生産団体トゥラマシュザヴオド、生産団体トゥラマシュザヴオド、トゥルマシュ及びトゥラマシュザヴオド）
- 476 株式会社ウラン・ウデ航空工場（別称、株式会社UUAZ、ウラン・ウデ航空機航空工場、ウラン・ウデ航空工場、株式会社UUAP及びUUAZ）
- 477 株式会社ウリヤノフスク・カートリッジ工場（別称、株式会社UPZ、株式会社UCW、ウリヤノフスク・カートリッジ工場及びULN アンモ）
- 478 株式会社ウラル自動車工場（別称、株式会社AZウラル、株式会社UAP及びウラルAZ）

## 輸出禁止対象となるロシアの特定団体（軍事関連団体）の追加（12月15日告示公布、12月22日施行） 4/4

- 479 株式会社ヴォドトランスプリボール
- 480 株式会社ザヴォルジエ・キャタピラー・トラクター工場（別称、株式会社ZZGT、株式会社ZCVP、ザヴォルジエ・キャタピラー・トラクター工場及びZZGT）
- 481 株式会社A.M.ゴーリキー名称ゼレノリスク工場（別称、公開株式会社A.M.ゴーリキー名称ゼレノリスク工場、ゼレノリスク工場及びゼレノリスク造船所）
- 482 有限会社機械建築グループ（別称、機械建築グループ及び有限会社MG）
- 483 有限会社軍事産業会社（別称、有限会社VPK）
- 484 公開株式会社デグチャリョフ工場（別称、公開株式会社V.A.デグチャリョフ工場、公開株式会社ジド、デグチャリョフ工場及びV.A.デグチャリョフ工場）
- 485 有限会社プロムテクノロジー（別称、オルシス及びオルシスショップ）
- 486 公共株式会社クルガンマシュザヴォド（別称、クルガンマシュザヴォド及び公共株式会社クルガン機械製造工場）
- 487 公共株式会社モトヴィリハ工場（別称、モトヴィリハ工場、MZペルミ、公共株式会社特殊機械製造・冶金モトヴィリハ工場）
- 488 公共株式会社プロレタルスキー工場（別称、プロレタルスキー工場）
- 489 公共株式会社ロストヴェルトル（別称、公共株式会社B.N.スリュサル名称ロストヴェルトル、ロスヴェルトル及びロストフ・ヘリコプター制作複合体）
- 490 有限会社学術生産団体イジェフスク無人システム（別称、有限会社イズマシュ無人システム、イジュマシュ無人システム会社、有限会社学術生産公団IZHBS及び学術生産公団IZHBS）
- 491 有限会社学術生産企業プリマ（別名、学術生産企業プリマ及びプリマ・システムズ）
- 492 有限会社統一機械製造グループ（別称、有限会社OMG、UMG、有限会社UMG及び有限会社統一機械グループ）
- 493 有限会社ヴォルゴグラード機械製造会社（別称、有限会社VMK VGTZ、VGTZ、ヴォルゴグラード機械製造会社及び有限会社ヴォルゴグラード機械製造会社VGTZ）
- 494 有限会社VXIシステムズ（別称、インフォームテスト・ホールディングス及びVXIシステム）

## 輸出禁止対象となるロシア・ベラルーシ以外の特定団体（軍事関連団体）（12月20日告示公布、12月27日施行）

### 【アラブ首長国連邦】

- 1 アイ・ジェット・グローバル DMCC（別称、アイジェット、アイジェット・アビエーション・サービス、アイジェット・フライト・サポート・サービス、トレード・メッド・ミドルイースト及びトレード・ミッド・ミドルイースト）
- 2 サクセス・アビエーション・サービスFZC（別称、サクセス・アビエーション、サクセス・アビエーションFZC及びサクセス・アビエーション・サービス）

### 【アルメニア】

- 1 有限会社タコ

### 【シリア】

- 1 アイ・ジェット・グローバル DMCC（別称、アイジェット、アイジェット・アビエーション・サービス、アイジェット・フライト・サポート・サービス、トレード・メッド・ミドルイースト及びトレード・ミッド・ミドルイースト）

### 【ウズベキスタン】

- 1 有限会社アルファ・ベータ・クリエイティブ
- 2 有限会社GFKロジスティック・アジア

**外国為替及び外国貿易法に基づく経済産業省告示の改正について  
(ロシアからの非工業用ダイヤモンドの輸入禁止措置)**

## 外国為替及び外国貿易法に基づく経済産業省告示の改正について (ロシアからの非工業用ダイヤモンドの輸入禁止措置)

- ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき、**ロシアからの非工業用ダイヤモンドの輸入禁止措置**を導入する旨発表（12月15日閣議了解）。
- 今般、外為法第52条・輸入貿易管理令第3条に基づき、経済産業省告示を改正し（**12月20日公布、令和6年1月1日施行**）、同令第4条に基づく輸入承認の対象とすることにより、上記に関する輸入禁止措置を実施。

### ○輸入禁止の対象となる品目 **計3品目**（数字は関税率表番号）

71.02（ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）のうち、

- **7102.10**（選別してないもの）
- **7102.31**（工業用以外のものであって、加工してないもの及び単にひき、クリーブ※し又はブルーチ※したもの）
- **7102.39**（工業用以外のものであって、その他のもの）

※クリーブ:原石を2個以上に分割 ブルーチ:角を削り丸に近づける

※施行前に契約した分について、施行後3ヶ月間（令和6年1月1日から3月31日まで）は輸入を認める猶予措置を講じる。



# 外国為替及び外国貿易法等（関連条文抜粋）

## ○外国為替及び外国貿易法

### （輸入の承認）

第五十二条 外国貿易及び国民経済の健全な発展を図るため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するため、貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、輸入の承認を受ける義務を課せられることがある。

## ○輸入貿易管理令

### （輸入に関する事項の公表）

第三条 経済産業大臣は、輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項を定め、これを公表する。（略）

### （輸入の承認）

第四条 貨物を輸入しようとする者は、次の各号のいずれかに該当するときは、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

- 一 （略）
- 二 当該貨物の品目について、貨物の原産地又は船積地域が前条第一項の規定により公表された場合において、その原産地を原産地とする貨物を輸入し、又はその船積地域から貨物を輸入しようとするとき。
- 三 （略）

## 注意点・補足点

**今回の措置につきまして、既契約についての経過措置や個人的使用に供せられる輸入等に関する注意点がございますので、輸入を行う際にはご確認ください。**

(施行前に輸入契約を行っている場合の経過措置について)

- 告示の施行前に輸入に係る契約を行い、その契約に基づいて行う輸入については、施行の日から起算して3ヶ月の間（令和6年1月1日から3月31日まで）は輸入承認対象（輸入禁止）とはなりません。なお、この場合、通関時に契約書等の書類の提示を求められる場合がございます。

(ダイヤモンド原石にかかる通関時確認制度と重複して該当する場合の取扱い)

- ロシアを船積地域とするダイヤモンド原石を輸入しようとする場合は、キンバリー・プロセス証明書が税関に提出された場合であっても、特例措置の適用が認められる場合を除き、輸入承認対象（輸入禁止）となります。

※本措置の対象外となる特例の適用範囲について

キンバリー・プロセス証明書制度の対象品目（関税率表番号：7102.10及び7102.31）と、それ以外の品目（関税率表番号：7102.39）では特例の適用範囲が異なりますのでご注意ください。

(少額特例の適用除外)

- 本措置について、少額特例は適用されません。金額にかかわらず輸入禁止となりますのでご注意ください。

(無償で輸出するために無償で輸入する貨物) ※関税率表番号7102.39のみ

- 本邦から輸出した貨物であって、本邦で修理した後に無償で再輸出するために無償で輸入する貨物については、本措置の対象外となります。

(個人使用) ※関税率表番号7102.39のみ

- 個人的使用に供せられ、かつ、売買の対象とならない程度の量の貨物については、本措置の対象外となります。

## 貿易管理トップページ

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/index.html)

## 対ロシア等制裁関連のページ

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/01\\_seido/04\\_seisai/crimea.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html)

### ・輸出入に関するご相談

(可能な限り、想定している貨物・役務や仕向先と併せてご相談ください)

⇒貿易管理部 貿易審査課

お問い合わせメール宛先

[bzl-russia-seisai@meti.go.jp](mailto:bzl-russia-seisai@meti.go.jp)

### ・制度に関するご相談

⇒貿易管理部 貿易管理課

お問い合わせメール宛先

[bzl-boeki-kanri-inquiry@meti.go.jp](mailto:bzl-boeki-kanri-inquiry@meti.go.jp)